平成２６年（フ）第２２４号
山梨県甲府市西高橋町65番地　レジデンスサガラＢ202
債務者　加藤ふみ子
1　決定年月日時　平成26年９月16日午後４時45分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年11月17日まで　甲府地方裁判所民事部破産係

平成２６年（フ）第２２６号
山梨県甲府市下河原町３番33―14号
債務者　米山　敏江
1　決定年月日時　平成26年９月17日午後４時45分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年11月17日まで　甲府地方裁判所民事部破産係

平成２６年（フ）第２２９号
山梨県甲府市上小河原町1156番地８
債務者　神田　　勝
1　決定年月日時　平成26年９月17日午後４時45分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年11月17日まで　甲府地方裁判所民事部破産係

平成２６年（フ）第１８０号
兵庫県姫路市広畑区則直35番地６
債務者　鍋倉　廣子
1　決定年月日時　平成26年９月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年11月17日まで　神戸地方裁判所姫路支部

平成２６年（フ）第３３０号
兵庫県姫路市広畑区蒲田４丁目991番地３　塩崎メゾネット２号
債務者　梶原　義和
1　決定年月日時　平成26年９月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年11月17日まで　神戸地方裁判所姫路支部

平成２６年（フ）第３７３号
兵庫県姫路市北条口１丁目13番地　パル北条口Ｆ５、従前の住所兵庫県揖保郡太子町立岡81番地５
債務者　寺田　高志
1　決定年月日時　平成26年９月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年11月17日まで　神戸地方裁判所姫路支部

平成２６年（フ）第２５４号
奈良市法華寺町325番地の４　エスポワール一条102号
債務者　山﨑　健治
1　決定年月日時　平成26年９月17日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年11月17日まで　奈良地方裁判所

平成２６年（フ）第２５９号
奈良市右京２丁目３番地　平城第２団地20―103
債務者　水野キヌヱ
1　決定年月日時　平成26年９月17日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年11月17日まで　奈良地方裁判所

平成２６年（フ）第９５号
鳥取県鳥取市行徳３丁目264番地２　恵信荘り号、旧住所東京都練馬区三原台３丁目29番14号
債務者　小出　香苗（旧姓上田）
1　決定年月日時　平成26年９月18日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年11月17日まで　鳥取地方裁判所民事部

平成２６年（フ）第６６２号
広島県東広島市西条町西条東1243　荒谷アパート209号室、住民票上の住所広島県呉市西片山町３番３号
債務者　槇原さおり
1　決定年月日時　平成26年９月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年11月17日まで　広島地方裁判所民事第４部

平成２６年（フ）第１６６号
福岡県小郡市大保1654番地７　セイバリーＵＡⅡ201号、前住所福岡県大牟田市大字橘1558番地７　古賀コーポＡ号
債務者　加茂久美子
1　決定年月日時　平成26年９月16日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年11月17日まで　福岡地方裁判所久留米支部

平成２６年（フ）第１７３号
福岡県久留米市津福本町218番地７　ガーデンヒルズマリア前106号
債務者　宮本　　護
1　決定年月日時　平成26年９月18日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年11月17日まで　福岡地方裁判所久留米支部

平成２６年（フ）第１７５号
福岡県三井郡大刀洗町大字鵜木67番地３
債務者　平田　芳枝
1　決定年月日時　平成26年９月18日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年11月17日まで　福岡地方裁判所久留米支部

平成２６年（フ）第４７０号
福岡県中間市大字上底井野1755番地
債務者　荒金小百合
1　決定年月日時　平成26年９月17日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年11月17日まで　福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

平成２６年（フ）第２８５号
鹿児島県鹿児島市皇徳寺台５丁目１番12―25号
債務者　堀之内久美
1　決定年月日時　平成26年９月17日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年11月17日まで　鹿児島地方裁判所民事第３部破産係

平成２６年（フ）第４４号
鹿児島県薩摩川内市田崎町304番地１、前住所鹿児島県薩摩川内市白和町５番７号
債務者　江夏　成美
1　決定年月日時　平成26年９月18日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年11月17日まで　鹿児島地方裁判所川内支部破産係

平成２６年（フ）第５１号
鹿児島県出水市下鯖町1105番地　平松団地34号
債務者　瀬戸口良秀
1　決定年月日時　平成26年９月18日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年11月17日まで　鹿児島地方裁判所川内支部破産係